

## ながくて eco チャレンジ 2022 大型家電・自転車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 ながくて eco チャレンジ 2022 大型家電・自転車購入費補助金(以下「補助金」という。)は、ながくて eco チャレンジ 2022 実施要綱に基づき、一般家庭から排出される二酸化炭素の削減を図るため、大型家電・自転車の購入費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則(昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、大型家電とは、テレビ、エアコン、冷蔵庫のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づくトップランナー基準を達成した(省エネ基準達成率100%以上)製品をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の対象となる者は、ながくて eco チャレンジ 2022 の取組の目標を達成した者で、市税の滞納がなく、大型家電・自転車購入助成を希望し、抽選に当選した者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、10,000円とする。ただし、支払った費用が10,000円を下回る場合は当該支払った額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ながくて eco チャレンジ 2022 大型家電・自転車購入費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、購入予定の製品の性能(省エネ基準達成率)等がわかるものを添えて、市長に提出しなければならない。また、提出時に申請者本人が確認できるものを明示しなければならない。

2 交付申請書の受付は、令和5年2月末日までとする。

(補助金決定通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときには、申請内容を審査

し、適当と認めるときは、ながくて eco チャレンジ 2022 大型家電・自転車購入費補助金交付決定通知書（様式第 2 号。以下「決定通知書」という。）にて、不適當と認めるときは、ながくて eco チャレンジ 2022 大型家電・自転車購入費補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）にて通知するものとする。

（実績報告）

第 7 条 前条の決定通知書を受けた者は、ながくて eco チャレンジ 2022 大型家電・自転車購入費補助金実績報告書（様式第 4 号。以下「実績報告書」という。）に、領収書（購入した製品の名称が記載されているもの。写し可。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金交付額の確定）

第 8 条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合には、ながくて eco チャレンジ 2022 大型家電・自転車購入費補助金確定通知書（様式第 5 号。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 9 条 前条の確定通知書を受けた者は、ながくて eco チャレンジ 2022 大型家電・自転車購入費補助金請求書（様式第 6 号。以下「請求書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 請求書の受付は、令和 5 年 3 月末日までとする。

3 市長は、前項の規定による請求書に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付決定の取消し）

第 10 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消しを行うことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 第 8 条に規定する審査の結果、不適當であると認めたとき。

(3) 補助金の交付要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消した場合は、ながくて eco チャレンジ 2022 大型家電・自転車購入費補助金交付決定取消通知書（様式第 7 号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されてい

るときは、補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。